

## 2. プレキャスト製品の確認要領

### 〔1〕適用範囲

この基準は、岡山市の行う工事に使用するプレキャスト（コンクリートブロックを除く）製品の製造についてその管理の基準を定めたもので、確認は、購入者（受注者）が行う。

なお、本確認要領による確認を実施したものについては、現場での出来形管理のうち、現場における施工延長以外の項目は、適用除外とする。

### 〔2〕総 則

#### (1) JIS製品

- ① JIS 製品を使用する場合は、〔4〕に示す外観確認を除いて、他の確認は省略することが出来る。
- ② 請負者は落札後セメントコンクリート二次製品を選定し、日本工業規格表示許可書及び表示許可品目の写しと使用報告書（別冊様式集）を提出すること。
- ③ 現場においては、JIS マークを確認できるよう設置すること。

#### (2) JIS規格にない一部製品について

- ① 岡山県コンクリート製品技術協会規格及び岡山県農林土木コンクリート製品技術協会規格の製品を使用する場合は、〔4〕に示す外観確認を除いて、他の確認は省略することができる。
- ② 岡山県コンクリート製品技術協会規格の鉄筋コンクリートぶた、芝台ブロック及び岡山県農林土木コンクリート製品技術協会規格の角フリューム、水路用L型、組立水路、大型フリューム、等厚側溝については、当協会認定書（別冊様式集）と使用報告書（別冊様式集）を提出すること。
- ③ 現場において当協会マークを確認できるよう設置すること。

#### (3) JIS製品以外

##### ① 施工前（承認）

使用（承諾）しようとする製品については、当該製品の製造前少なくとも、1ヶ月分の品質、出来形資料を求め〔3〕に定める基準に照らし、満足すれば、購入者が現地で行う品質及び出来形（形状寸法）確認を省略し、製造者が工場で行う管理資料の提出に換えることが出来る。

なお、当該製品の製造前1ヶ月分の資料の提出が困難な場合は、監督員と協議し、他の製品の管理記録に換えることが出来る。

- ② JIS 製品以外の製品で前記（2）②以外の製品を使用する場合は、受注者から使用承諾願（別冊様式集）を提出させ、上記の基準により審査すること。

##### ③ 施工中

品質・出来形資料は、最終納入ブロックの製造月日まで1ヶ月毎とりまとめて提出させ、随時確認を行うものとする。

なお、外観確認は、製品納入の都度〔4〕により行うものとする。

### 〔3〕JIS 製品以外の確認基準

#### (1) 品質管理・出来形管理

- a. 材料の品質管理・出来形管理は、類似の JIS 製品の基準により行うものとする。  
ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上決定するものとする。

### 〔4〕外観確認

使用上有害な傷、ひび割れ、欠け、反りなどがあってはならない。